

教員の皆様へ

令和3年度

# 一橋大学 ベビーシッター 利用支援事業



一橋大学は、教員の教育研究と育児の両立を支援するため、株式会社マザーネットと法人契約を締結し、ベビーシッター派遣型の保育支援を実施しています。小学校3年生までのお子様は、内閣府ベビーシッター派遣事業割引券も併用可能ですので、是非ご活用ください。

## ◆支援対象者

- ①配偶者が就労・就学中、またはひとり親世帯であり、本学において雇用されている研究者（国家公務員共済組合員、または厚生年金保険被保険者に限ります。）
- ②配偶者が就労・就学中、またはひとり親世帯であり、本学が受け入れる日本学術振興特別研究員（SPD,PD,RPDに限ります。）

## ◆対象となる子ども

乳幼児、および小学6年生までの児童

（ただし、内閣府ベビーシッター派遣事業割引券利用は、原則小学3年生までの児童）

## ◆ご利用できるケース

教育研究活動、業務に従事する際、本事業を使わないと勤務できない正当な理由があるときに、株式会社マザーネットの保育サービス（病児保育も可）をご利用できます。

例えば、①通常の保育時間を超えて勤務が必要な場合

②病児・病後児等のための保育所等へ登園できない場合

③休日に学会等・大学主催のイベント・入試業務・講義がある場合 等

## ◆利用料金（税抜）

1時間あたり 910円～

※1回のご利用は、2時間以上（その後は15分単位で利用可能）です。

※その他、保険料（180円/人）、ケアリスト交通費等も発生しますので、詳細は裏面をご参照ください。

※1回のご利用につき、内閣府ベビーシッター派遣事業割引券（2,200円）も利用可能です。

### 【お願い】

ご利用にあたり、事前に学内登録、および利用申し込みが必要です。

詳細は、男女共同参画推進室ウェブサイト→育児支援のご案内をご参照ください。



# サービスのご案内

## 1. マザーネット サービス内容

### ◆チャイルドケア

自宅でお子さまのケア。急な発熱等、以下のケースも対応いたします。

- i) 水ぼうそうやおたふくかぜ、プール熱などに感染中のお子様の保育も可能です。  
インフルエンザ（新型含む）の場合は、予防接種済みのケアリストが対応いたします。
- ii) 39度以上(40度以下)の発熱があるお子様の場合は、親（保護者）が在宅の場合のみ可能です。
- iii) 小児科受診・医療行為以外の投薬が対応可能です。

※保育園・学童保育への送り迎え、家事ケア等、その他サービスもごさいます。

詳細はマザーネットHP (<https://www.mothersnet.co.jp/>) をご覧ください。

## 2. マザーネット利用料金

項番	内容	利用者負担料金(税抜)	大学負担料金(税抜)
1	契約料	なし	10,000円/月(0~20人)
2	個人入会金、年会費	0円	0円
3	利用料(1時間あたり) ※お子様2人目以降は半額(1人目の料金に加算)	基本時間 8時~20時	910円/h
		基本時間外①20時~23時、7時~8時	910円/h
		基本時間外 ②23時~7時	910円/h
		休日(基本時間) ①12/29、30、1/3	3,220円/h
		休日(基本時間) ②12/31~1/2	3,864円/h
4	保険料	全額	180円/人(2人目から90円/人)
5	ケアリスト交通費		往復交通費の実費全額
6	ケアリスト面談費		事前面談を行う場合、全額(面談手数料1,000円/人+ケアリスト交通費)
7	緊急依頼費	前日19時~20時半	2,000円
		当日9時以降	3,000円
8	キャンセル料	前日13時まで	2,000円
		前日13時~20時半まで	予約料金[注1]の40%
		サービス開始2時間前まで	予約料金[注1]の50%
		サービス開始2時間前以降	予約料金[注1]の100%
9	利用料請求・支払	毎月マザーネットから利用者負担分の請求書を郵送、利用者がマザーネットへ支払。 (※大学負担分は、大学への請求に基づき、大学からマザーネットへ支払)	

- ※1 サービス内容や料金の詳細については、マザーネットから送付される書類にてご確認ください。
- ※2 親（保護者）の体調がすぐれないという理由のみ、研究活動以外の理由でのサービスの利用については、大学負担分も含めて利用者の負担となります。
- ※3 本料金での利用可能な上限時間は、子ども1人あたり、40時間/年が目安です。上限時間を超えた場合は、大学負担分を含めた料金での利用となります。  
(予算の状況により、利用上限時間が40時間/年を下回る場合もあります。)
- ※4 保険内容は右記のとおりです。

参考	賠償責任補償	1名	1億円
		1事故	5億円
		対物賠償	500万円
		免責金額	免責金額なし
	傷害事故補償	死亡・後遺障害保険金	100万円
		入院(日額)	3,000円
	通院(日額)	2,000円	

## 3. 内閣府ベビーシッター派遣事業割引券との併用例

乳幼児、および小学校3年生までの児童等の自宅での保育、保育所等への送迎を利用した場合、内閣府ベビーシッター派遣事業割引券(以下「割引券」という)の併用ができます。

例：マザーネットに保育サービスを3時間で依頼、交通費例1,000円(実費負担要)

- ①利用料 910円×3時間 = 2,730円(税込 3,003円)
- ②保険料 180円(税込 198円)
- ③ケアリスト交通費実費 (例) 1,000円

	割引券	利用者負担
①②③合計4,201円	- 2,200円	→ 2,001円

- ※5 割引券1枚あたり 2,200円。1家庭につき、1日(回)対象児童1人につき1枚、1か月24枚、1年間280枚まで利用可能。割引券が利用できるベビーシッター事業者は、他に約70社あります。詳細は当室HPをご覧ください。

●ご不明点は、男女共同参画推進室まで、お問合せください。